

## 中国最新法令 < 速報 >

※月 2 回発行

2022 年 12 月 23 日号 (No.390)

### I. 重要法令等の解説

#### 1. 「不正競争防止法（改正草案意見募集稿）」

### II. その他の法令等一覧

森・濱田松本法律事務所

中国プラクティスグループ

<https://www.mhmjapan.com/>

本号編集責任者：江口 拓哉

### I. 重要法令等の解説

#### 1. 「不正競争防止法（改正草案意見募集稿）」<sup>1</sup>

国家市場監督管理総局 2022 年 11 月 22 日公表、意見募集期限 2022 年 12 月 22 日

執筆担当：原 潔、上村 莉愛、宇賀神 崇

「不正競争防止法」（以下、「現行法」という。）は、1993 年に施行されて以来、2017 年及び 2019 年に 2 回の改正が行われた。

2021 年 8 月、「ネットワーク不正競争行為の禁止に関する規定（意見募集稿）」<sup>2</sup>（以下、「ネットワーク不正競争行為規定草案」という。）が公布されていたが、一般の「不正競争防止法（改正草案意見募集稿）」（以下、「本意見募集稿」という。）は、データ、アルゴリズム、プラットフォーム規則を利用して行われる新たな不正競争行為を規制するため、ネットワーク不正競争行為規定草案における関連規定（下記（3）を参照）を導入し、現行法 12 条（ネットワーク不正競争規制条文）を細分化した<sup>3</sup>。

また、本意見募集稿は、商業上の混同行為及び商業賄賂の範囲を拡大し、相対的優越的地位の濫用行為及び不正競争行為の幫助行為等に対する規制等の条項を新設した。

#### (1) 商業上の混同行為の範囲の拡大

現行法は、他人の影響力を有する商品名称、企業名称、ドメイン名の主体部分やウェブサイト名称等の無断使用等を、「混同行為」として不正競争行為に含めていたが、本意見募集稿はこれらに加えて、他人の影響力を有する商業標識を検索キーワードにして公衆を誤導する行為も混同行為に追加した（現行法 6 条、本意見募集稿 7 条 1 項 4 号）。

<sup>1</sup> 原文「中华人民共和国反不正当竞争法（修订草案征求意见稿）」

<sup>2</sup> [本ニュースレターNo.359（2021年9月21日発行）](#)をご参照。

<sup>3</sup> 本意見募集稿は、意見募集を踏まえて内容が修正される可能性があり、正式に公布・施行されるまでは法令としての効力を有しない。

## 中国最新法令 &lt; 速報 &gt;

**(2) 商業賄賂の範囲の拡大等**

現行法は、文言上、事業者自らの商業賄賂行為のみを対象としているが、本意見募集稿はそれに加えて、事業者が他人をして商業賄賂行為を実施させることも禁止することを明確化した（現行法7条1項柱書、本意見募集稿8条1項柱書）。

また、本意見募集稿は、いかなる単位又は個人も取引活動において賄賂を收受してはならないと定め（8条4項）、違反した場合、法律・行政法規の関連規定に従い処罰し、法律・行政法規に関連規定がなければ、贈賄行為と同様に、違法所得の没収、10万元以上500万元以下の過料、営業許可証の取消を課すとした<sup>4</sup>（29条2項）。

**(3) ネットワーク不正競争行為類型の追加**

本意見募集稿は、データ及びアルゴリズム、技術、資本の優位性及びプラットフォーム規則等を利用して不正競争行為を実施してはならないと強調し（4条2項）、下表のとおり関連違法行為に5つの類型を追加した。

追加類型	具体的な違法行為の例
悪意取引 (14条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期間に他事業者と大規模、頻繁に取引を行い又は高評価を与える等により、関連処罰機能を誘発し、検索表示順位の降格等の処置を他事業者に受けさせる行為<sup>5</sup></li> <li>・悪意で短期間に大量に注文したにも拘わらず支払わず、又は大量購入の後に返品・受取拒否する行為</li> </ul>
トラフィックハイジャック（原文「流量劫持」）（16条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連キーワード、虚偽操作項目の設置等により、自社製品又はサービスに繋がるリンクを設けユーザーを誤導する行為<sup>6</sup></li> </ul>
同業者排除（17条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術手段、プラットフォーム規則等を利用し、業界慣行又は技術規範に違反し、他の事業者を排除し又は妨害する行為</li> </ul>
商業データ <sup>7</sup> の不正取得（18条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窃取、脅迫、詐欺等の方式で技術管理措置を破壊し、他の事業者の商業データを不正取得する行為</li> <li>・契約に違反して他人の商業データを取得・使用したり、不正取得した商業データを開示、譲渡又は使用したりして、他事業者の関連製品やサービスを実質的に自ら代替する行為</li> </ul>
差別的取扱（19条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルゴリズムを利用し、ユーザーの好みや習慣等を分析して、取引相手方に対して取引条件上不合理な差別的取扱を行う行為<sup>8</sup></li> </ul>

<sup>4</sup> 現行法で他人に対し賄賂行為を行ったときの過料の上限は、300万元であったところ（19条）、本文のとおり本意見募集稿はこれを500万元に引き上げた。

<sup>5</sup> ネットワーク不正競争行為規定草案17条も同様の内容を定めていた。

<sup>6</sup> ネットワーク不正競争行為規定草案14条も同様の内容を定めていた。

<sup>7</sup> 公衆が無償で利用できる情報と同様なデータを取得、使用又は開示する行為は、本条にいう商業データの不正取得に該当しない（18条3項）。

<sup>8</sup> ネットワーク不正競争行為草案規定21条も同様の内容を定めていた。

## 中国最新法令 &lt; 速報 &gt;

**(4) 相対的優越的地位の濫用規制の追加**

本意見募集稿は、相対的優越的地位を有する事業者は、正当な理由なく、下記の行為等を実施して取引相手方の経営活動を不合理に制限し、又は不合理な条件を付加してはならないとした（13条）。

- ①取引相手方に排他的合意の締結を強要する行為
- ②取引相手方の取引対象又は条件を不合理に制限する行為
- ③強制的な抱合せ販売
- ④商品の価格、販売対象、販売エリア、販売期間等を不合理に制限する行為
- ⑤ユーザーの選択に影響を与え、アクセス量制限、遮断、検索表示順位の降格等を行うことにより、正常な取引を妨害する行為

また、本意見募集稿にいう「相対的優越的地位」は、技術、資本、ユーザー数、業界での影響力等各方面の優位性、及び他の事業者による当該事業者に対する取引上の依存度等を含むと定義された（47条）<sup>9</sup>。もっとも、この具体的判断基準は未だ不明である。

**(5) 不正競争行為の幫助行為に対する規制の追加**

本意見募集稿は、総則部分において、不正競争行為を実施し又はその実施を幫助してはならないとの原則を強調した（2条1項）。また、下表のとおり具体的な行為類型に関しても、その幫助行為に係る規制を追加した。

行為類型	幫助行為	罰則
商業上の混同行為	混同行為のために保管、運輸、郵送、印刷作成、隠匿、経営場所等の便宜条件を提供する行為（7条2項）	違法行為の停止命令、違法所得及び違法商品等の没収、過料等（28条2項）
虚偽宣伝	架空取引、評価捏造等による虚偽宣伝の幫助行為、虚偽宣伝のために企画、制作、配布等のサービスを提供する行為（9条3項）	違法行為の停止命令、関連物品及び違法所得の没収、過料等（30条1項）
営業秘密の不正取得	他人の秘密保持義務違反行為を幫助する行為、営業秘密を不正に他人に利用させる行為（10条1項4号）	違法行為の停止命令、違法所得の没収、過料等（31条）

**(6) 法律責任の厳格化**

本意見募集稿は、不正競争行為全般で過料の上限を引き上げ、商業賄賂、営業秘密侵害、営業誹謗、相対的優越的地位の濫用、ネットワーク不正競争行為に対する

<sup>9</sup> 市場における支配的地位とは、事業者が関連市場内において、商品の価格、数量もしくはその他の取引条件をコントロールすることができ、又は他の事業者の関連市場への参入を阻害し、もしくはこれに影響を及ぼすことができる能力を有する市場地位を指す（「独占禁止法22条」）。

## 中国最新法令 < 速報 >

過料の上限を 300 万元から 500 万元に引き上げた (29、31、33~37 条)。

また、情状が特に重く、特に悪質で、公平な競争秩序又は公共利益を著しく損なった場合、相対的優越的地位を濫用し、又はネットワーク不正競争行為を実施した事業者に対して、違法所得を没収し、前年度販売額の 1~5%の過料に処し、営業停止や営業許可等の取消しができるとした (38 条)。

### (7) その他の改正

上記のほか、本意見募集稿は、不正競争防止法上の商業宣伝活動の定義 (9 条 2 項) 及び不正競争行為の総合考慮要素 (21 条) を明確化し、事業者の間の和解や民事判決がある場合の調査・処罰の免除 (41 条 2 項) の規定を追加した。

(全 48 条)

## II. その他の法令等一覧

2022 年 11 月 22 日から 2022 年 12 月 5 日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである (上記にて取り扱った法令等を除く。)

1. 「中央企業法律紛争事件管理規則 (意見募集稿)」  
(原文: 关于《中央企业法律纠纷案件管理办法》公开征求意见的通知)  
(国有資産監督管理委員会、2022 年 11 月 29 日公表、意見募集期限 2022 年 12 月 28 日)
2. 「植物新品種保護条例 (改正意見募集稿)」  
(原文: 关于《中华人民共和国植物新品种保护条例 (修订征求意见稿)》公开征求意见的通知)  
(農業農村部、2022 年 11 月 21 日公表、意見募集期限 2022 年 12 月 22 日)
3. 「校外研修行政処罰暫定規則 (意見募集稿)」  
(原文: 关于《校外培训行政处罚暂行办法 (征求意见稿)》公开征求意见的公告)  
(教育部、2022 年 11 月 23 日公表、意見募集期限 2022 年 12 月 9 日)
4. 「銀行保險機構コーポレートガバナンス監督管理評価規則」  
(原文: 銀行保险机构公司治理监管评估办法)  
(中国銀行保險監督管理委員会、2022 年 11 月 28 日公布、同日施行)
5. 「固定資産投資プロジェクト省エネ審査規則 (意見募集稿)」  
(原文: 关于征求《固定资产投资项目节能审查办法 (征求意见稿)》意见的公告)  
(国家發展改革委員会、2022 年 11 月 25 日公表、意見募集期限 2022 年 12 月 24 日)
6. 「資産評価法 (改正意見募集稿)」  
(原文: 关于向社会公开征求《中华人民共和国资产评估法 (修订征求意见稿)》意见的通告)  
(財政部、2022 年 11 月 25 日公表、意見募集期限 2022 年 12 月 28 日)
7. 「特殊設備安全監察条例 (意見募集稿)」  
(原文: 关于《特种设备安全监察条例 (征求意见稿)》公开征求意见的公告)  
(国家市場監督管理総局、2022 年 11 月 30 日公表、意見募集期限 2022 年 12 月 31 日)

## 中国最新法令 < 速報 >

### セミナー情報

- セミナー [【オンデマンド配信セミナー】『グローバルデータコンプライアンス～世界各国のデータ保護法の最新動向～\(2022年11月第1弾\)』](#)

視聴期間 2022年11月2日(水)～2023年1月31日(火)

講師 田中 浩之、森 規光、西尾 賢司、細川 怜嗣

主催 森・濱田松本法律事務所

【お申込みに関して】

会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてご視聴申込みを受け付けております。

MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

- セミナー 『中国現地の労務管理のポイント～中国労務管理の特徴から新たに施行される個人情報保護法への対応も含めた最新トピックまで～』

開催日時 2023年1月17日(火) 13:30～16:30

講師 五十嵐 充、宇賀神 崇

主催 株式会社金融財務研究会／経営調査研究会

- セミナー 『中国「反外国制裁法」Q&A～日本企業が直面するリスクと留意点～』

開催日時 2023年2月6日(月) 10:00～12:00

講師 宇賀神 崇

主催 経営調査研究会

- セミナー 『ケーススタディで理解する カーブアウト M&A の基礎とノウハウ～多国籍カーブアウト事例で分かりやすく解説～』

開催日時 2023年2月6日(月) 10:00～12:00

講師 佐藤 典仁

主催 一般社団法人企業研究会

中国最新法令 < 速報 >

**中国プラクティスグループ**

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔、李珉、  
山口健次郎、鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、宇賀神崇、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、  
福島翔平、岩佐勇希、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、加瀬由美子、佐藤万里、  
重富賢人、橋本祐弥、福澤寛人、渡邊泰尚、朝倉利哉、新井雄也、上村莉愛、金載中、  
児玉祐基、森琢真  
姚珊、吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、吳馳、孟立惠、張雪駿、  
沈暘、李昕陽、崔北媿、金春賢

**TOKYO**

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1

丸の内パークビルディング

TEL : 03-5220-1839

FAX : 03-5220-1739

✉ [tokyo-sec@mhm-global.com](mailto:tokyo-sec@mhm-global.com)

**SHANGHAI**

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号

恒生銀行大廈 6 階 200120

TEL : +86-21-6841-2500

FAX : +86-21-6841-2811

✉ [shanghai@mhm-global.com](mailto:shanghai@mhm-global.com)

**BEIJING**

北京市朝陽区東三環北路 5 号

北京發展大廈 316 号室 100004

TEL : +86-10-6590-9292

FAX : +86-10-6590-9290

✉ [beijing@mhm-global.com](mailto:beijing@mhm-global.com)

(当事務所に関するお問い合わせ)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

[mhm\\_info@mhm-global.com](mailto:mhm_info@mhm-global.com)

03-6212-8330

[www.mhmjapan.com](http://www.mhmjapan.com)